

【別紙】知事許可漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間について

漁業種類	申請すべき期間
小型機船底びき網漁業 (手繰第1種漁業の機船手繰網漁業のうち、県外を主たる根拠地とする船舶)	令和8年7月1日から7月31日の間